

株式等振替決済口座管理約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）にもとづく振替制度において取扱う振替株式等（株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。）にかかるお客さまの口座（以下、「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

第2条（振替決済口座）

- 1 振替決済口座は、振替法にもとづく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2 振替決済口座には、振替法にもとづき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載または記録をする内訳区分（以下、「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替株式等の記載または記録をする内訳区分（以下、「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客さまが振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- 1 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客さまから当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定にしたがい取引時確認を行わせていただきます。
- 2 当社は、お客さまから「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めにしたがって取扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法にしたがうことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾にかかる書面の提出があったものとして取扱います。

第3条の2（共通番号の届出）

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めにしたがって、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または

同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。) の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令等の規定にしたがい本人確認を行わせていただきます。

第 4 条（契約期間等）

- 1 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとします。
- 2 この契約は、お客さままたは当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第 5 条（当社への届出事項）

- 1 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、お届印、共通番号等とします。
- 2 お客さまが、法律により株式等にかかる名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下、「外国人等」といいます。）である場合には、上記 1 の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等の書類をご提出願うことがあります。

第 6 条（加入者情報の取扱いに関する同意）

当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等にかかる記載または記録がされた場合には、お客さまの加入者情報（氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第 6 条の 2（加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意）

当社が前条にもとづき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客さまが他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第 7 条（共通番号情報の取扱いに関する同意）

当社は、お客さまの共通番号情報（氏名または名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第8条（発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出）

- 1 当社は、お客さまが、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- 2 上記1の発行者に対する届出の取次ぎは、お客さまがあらたに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。
 - (1) 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知または総受益者通知（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）
 - (2) 個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知
 - (3) 株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求（第22条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）

第9条（発行者に対する振替決済口座の所在の通知）

当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客さまが同法第198条第1項に規定する株主または登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客さまの振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第10条（振替制度で指定されていない文字の取扱い）

お客さまが当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に交換することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第11条（振替の申請）

- 1 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他機構が定めるもの
 - (3) 機構の定める振替制限日を振替日とするもの
- 2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、振替を行う日から当社が定める営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、お届印を押なつ、および署名してご提出ください。

- (1) 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき振替株式等の銘柄および数量
 - (2) お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (3) 上記(2)の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者または受益者（以下、本条において「株主等」といいます。）の氏名または名称および住所ならびに上記(1)の数量のうち当該株主等ごとの数量
 - (4) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者（以下、本条において「特別株主等」といいます。）の氏名または名称および住所ならびに上記(1)の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - (5) 振替先口座
 - (6) 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (7) 上記(6)の口座において増加の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量ならびに当該株主等の氏名または名称および住所ならびに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
 - (8) 振替を行う日
- 3 上記2(1)の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあつては、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記2(5)の提示は必要ありません。また、上記2(6)については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続を待たずに振替株式等の振替の申請があったものとして取扱います。
- 6 上記2の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限りです。）を行うお客さまは、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権を上記2(5)の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名または名称および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第12条（他の口座管理機関への振替）

- 1 当社は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うこ

とができます。また、当社で振替株式等を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社および口座を開設している営業部店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなかったことがあります。

- 2 上記1において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。

第13条（担保の設定）

お客さまの振替株式等について、担保を設定される場合は、機構が定めるところにしたいが、当社所定の手続により振替を行います。

第14条（登録質権者となるべき旨のお申出）

お客さまが質権者である場合には、お客さまの振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口または振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

第15条（担保株式等の取扱い）

- 1 お客さまは、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保の目的で譲受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出または特別受益者の申出をすることができます。
- 2 お客さまは、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載または記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権および担保受益権（以下、「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。
- 3 お客さまは、担保株式等の届出の記録における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、当該記録にかかる担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載または記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

第16条（担保設定者となるべき旨のお申出）

- 1 お客さまが質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口または振替

優先出資)について、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者または登録優先出資質権設定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

- 2 お客さまが特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載または記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第17条 (信託の受託者である場合の取扱い)

お客さまが信託の受託者である場合には、お客さまは、その振替決済口座に記載または記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載または記録をすることを請求することができます。

第18条 (振替先口座等の照会)

- 1 当社は、お客さまから振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客さまからの振替の申請において示された振替先口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。
- 2 お客さまが振替株式等の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客さまから同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。
- 3 お客さまが当社に対する振替株式等の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客さまから同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

第19条 (振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い)

- 1 お客さまは、その振替決済口座に記載または記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。
- 2 お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、三菱UFJ銀行が当社に代ってこれを受取り、当社が三菱UFJ銀行からお客さまに代ってこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。

第20条 (振替新株予約権付社債の償還または繰上償還が行われた場合の取扱い)

お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている振替新株予約権付社債、振

替上場投資信託受益権または振替受益権について、償還または繰上償還が行われる場合には、お客さまから当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

第21条（振替株式等の発行者である場合の取扱い）

お客さまが振替株式、振替投資口または振替優先出資の発行者である場合には、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされているお客さまの発行する振替株式、振替投資口または振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

第22条（個別株主通知の取扱い）

- 1 お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
- 2 お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。
- 3 前2項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第23条（単元未満株式の買取請求等）

- 1 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- 2 上記1の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
- 3 お客さまは、上記1の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求にかかる単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 4 お客さまは、上記1の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求にかかる発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行ってい

たきます。

- 5 お客さまは、上記 1 の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求にかかる取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 6 上記 1 の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。

第24条（会社の組織再編等にかかる手続）

- 1 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当等の際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。
- 2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。

第24条の 2（振替上場投資信託受益権の併合等にかかる手続）

- 1 当社は、振替上場投資信託受益権の併合または分割の際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。
- 2 当社は、信託の合併の際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。

第24条の 3（振替受益権の併合等にかかる手続）

- 1 当社は、振替受益権の併合または分割の際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。
- 2 当社は、信託の併合または分割の際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。

第24条の 4（振替上場投資信託受益権等の抹消手続）

- 1 振替決済口座に記載または記録されている振替上場投資信託受益権または振替受益権について、お客さまから当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところにしたがい、お客さまに代ってお手続させていただきます。
- 2 振替上場投資信託受益権または振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

第25条（配当金等に関する取扱い）

- 1 お客さまは、金融機関預金口座または株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下、「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金または分配金を

受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金または分配金を受領する預金口座等の指定（以下、「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

2 お客さまは、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下、「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客さまが保有するすべての銘柄の配当金または分配金を受領する方法（以下、「登録配当金等受領口座方式」といいます。）またはお客さまが発行者から支払われる配当金または分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託にもとづいて、当社がお客さまのために開設する振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量（当該発行者にかかるものに限り、）に応じて当社に対して配当金または分配金の支払いを行うことにより、お客さまが配当金または分配金を受領する方式（以下、「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して上記1の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

3 お客さまが上記2の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(1) お客さまの振替決済口座に記載または記録がされた振替株式等の数量にかかる配当金等の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

(2) お客さまが振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量にかかる配当金または分配金の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

(3) 当社は、上記(2)により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関および当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

(4) お客さまに代理して配当金または分配金を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金または分配金を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金または分配金の受領割合等については、発行者による配当金または分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

(5) 発行者が、お客さまの受領すべき配当金または分配金を、機構が上記(4)により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金または分配金の支払債務が消滅すること。

(6) お客さまが次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

- イ 機構に対して株式数等比例配分方式にもとづく加入者の配当金または分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
 - ロ 機構加入者
 - ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券にかかる株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限ります。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券にかかる株券喪失登録者である加入者または会社法第 225 条第 1 項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
- 4 登録配当金等受領口座方式または株式数等比例配分方式を現に利用しているお客さまは、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第25条の2（振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等）

- 1 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約および機構の規則等その他の定めにしたがって信託財産への転換請求の取次ぎの手続を行います（信託財産の発行者が所在する国または地域（以下、「国等」といいます。）の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあります。
- 2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約および機構の規則等その他の定めにしたがって、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続を行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

第25条の3（振替受益権の信託財産の配当等の処理）

振替受益権の信託財産にかかる配当金または収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利または株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

第25条の4（振替受益権の信託財産にかかる議決権の行使）

振替受益権の信託財産にかかる株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客さまの指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

第25条の5（振替受益権にかかる議決権の行使等）

振替受益権にかかる受益者集会における議決権の行使または異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客さまが行うものとします。

第25条の6（振替受益権の信託財産にかかる株主総会の書類等の送付等）

振替受益権の信託財産にかかる株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利または利益に関する諸通知および振替受益権にかかる信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

第25条の7（振替受益権の証明書の請求等）

- 1 お客さまは当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。
- 2 お客さまは、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。

第26条（総株主通知等にかかる処理）

- 1 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者確定日。以下、この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下、「通知株主等」といいます。）の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。
- 2 機構は、上記1の規定により報告を受けた内容等にもとづき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者および受託者。次項において同じ。）に対し、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客さまについて、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客さまと同一の者であると認めるときは、その同一の者にかかる通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- 3 機構は、発行者に対して通知した上記2の通知株主等にかかる事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
- 4 当社は、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、機構が定めるところ

により、お客さまの氏名または名称およびその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者および受託者または振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客さまにご同意いただいたものとして取扱います。

第27条（お客さまへの連絡事項）

- 1 当社は、振替株式等について、次の事項をお客さまにご通知します。
 - (1) 最終償還期限（償還期限がある場合に限りです。）
 - (2) 残高照合のための報告
 - (3) お客さまに対して機構から通知された事項
- 2 上記1の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに報告書等に記載の部署に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、上記2の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合は、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第28条（振替新株予約権等の行使請求等）

- 1 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄にかかる株主確定日、元利払期日および当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 2 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄にかかる株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 3 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求および当該新投資口予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、

当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄にかかる投資主確定日および当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

- 4 上記1から3の発行者に対する新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求および当該新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- 5 お客さまは、上記1、2または3にもとづき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続を委任していただくものとします。
- 6 お客さまは、上記5にもとづき、振替新株予約権または振替新投資口予約権について新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使または新投資口予約権行使にかかる払込金の振込みを委託していただくものとします。
- 7 お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間または新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権または振替新投資口予約権の抹消を行います。
- 8 お客さまは、当社に対し、上記1の請求と同時に当該請求により生じる单元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- 9 上記1から8の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。

第29条（振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い）

- 1 振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券または新投資口予約権証券を発行するときは、お客さまは、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券または新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券または新投資口予約権証券は、当社がお客さまに代って受領し、これをお客さまに交付します。
- 2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客さまの氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第30条（振替新株予約権付社債にかかる振替口座簿記載事項の証明書の交付請求）

- 1 お客さま（振替新株予約権付社債権者である場合に限りです。）は、当社に対し、振替口座簿のお客さまの口座に記載または記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第 194 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面（振替法第 222 条第 3 項に規定する書面をいいます。）の交付を請求することができます。
- 2 お客さまは、上記 1 の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。
- 3 上記 1 の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。

第31条（振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求）

- 1 お客さまは、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座に記載または記録されている事項を証明した書面（振替法第 277 条に規定する書面をいいます。）の交付または当該事項にかかる情報の電磁的方法により提供することを請求することができます。
- 2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客さまの口座に記載または記録されている事項を証明した書類の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接または機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付または当該事項にかかる情報の電磁的方法による提供をします。
- 3 上記 1 の場合は、所定の料金をいただくことがあります。

第32条（届出事項の変更手続）

- 1 お届印を失ったとき、またはお届印、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、住民票、戸籍抄本、印鑑証明書等の書類をご提出または個人番号カード等をご提示願うこと等があります。
- 2 上記 1 により届出があった場合、当社は所定の手続を完了したあとでなければ振替株式等の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 上記 1 による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもってお届印、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第33条（機構からの通知に伴う振替口座簿の記載または記録内容の変更に関する同意）

機構から当社に対し、お客さまの氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更

があった旨またはお客さまが法律により振替株式等にかかる名義書換えの制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載または記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第34条（口座管理料）

- 1 当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時および振替決済口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2 当社は、上記1の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

第35条（当社の連帯保証義務）

機構または株式会社だいこう証券ビジネスが、振替法等にもとづき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 振替株式等の振替手続を行った際、機構または株式会社だいこう証券ビジネスにおいて、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金および利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等ならびに振替受益権の受益債権にかかる債務の支払いをする義務
- (2) その他、機構または株式会社だいこう証券ビジネスにおいて、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第36条（複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、または当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客さまが権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載または記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客さまに次に掲げる事項を通知します。

- (1) 銘柄名称
- (2) 当該銘柄についてのお客さまの権利の数量を顧客口に記載または記録をする当社の直近上位機関およびその上位機関（機構を除きます。）
- (3) 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載または記録がなされる場合、上記(2)の直近上位機関およびその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載または記録される当該銘柄についてのお客さまの権利の数

量

第37条（機構において取扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- 1 当社は、機構において取扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 2 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

第38条（解約等）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続をおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) お客さまから解約のお申出があった場合
 - (2) お客さまが手数料を支払わない場合
 - (3) お客さまがこの約款に違反した場合
 - (4) 口座残高がないまま相当の期間を経過した場合
 - (5) お客さまが口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出た場合
 - (6) お客さまが「証券取引約款」第14条2に掲げる反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出た場合
 - (7) お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出た場合
 - (8) やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合
- 2 次の各号のいずれかに該当するお客さまが契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座へお振替いただくか、他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。
 - (1) お客さまの振替決済口座に振替株式等についての記載または記録がされている場合
 - (2) お客さまが融資等の契約にもとづき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等にかかる株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されているときまたはお客さまが他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者であるとき
 - (3) お客さまの振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、

調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数または調整受益権数にかかる振替株式等についてお客さまの振替決済口座に増加の記載または記録がされる場合

- 3 上記1または2による振替株式等の振替手続が遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、ただちにお支払いください。
- 4 当社は、上記3の不足額を引取りの日に第34条1の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第34条2に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

第39条（解約時の取扱い）

前条にもとづく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替株式等および金銭については、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第40条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第41条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第32条1による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影とお届印とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影がお届印と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替または抹消にただちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 上記(4)の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、または第19条および第25条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第40条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第42条（約款の変更）

- 1 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき改定されることがあります。
- 2 改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第 43 条（個人情報取扱い）

- 1 お客さまにかかる個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部または全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程にもとづくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者ならびに機構を通じて他の口座管理機関（以下、「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客さまにかかる個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。
- 2 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（以下、「FATCA」という。）上の報告対象として、次の各号に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名または名称、住所または所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- (3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

以上

2025 年 8 月